

令和8年度 第2回江南市部活動の地域展開に関する推進委員会 議事録

日 時 令和8年5月18日 午後1時30分～午後2時52分

場 所 KTXアリーナ 会議室3

出席者 村 良弘委員、岩田正武委員、西浦達郎委員、野沢卓也委員、
佐々 恵委員、村瀬勝弘委員、櫻澤弘章委員、安藤善啓委員、
橋本禎枝委員、植島禎一委員
委員計10名
高田教育長、仙田教育部長

欠席者 横山史明委員

事務局 生涯学習課、スポーツ推進課

傍聴者数 なし

会議資料

- 資料1 休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケートについて
- 資料2 「江南市ジュニアバンド」の地域クラブ活動化への展開について
- 資料3 地域クラブ活動指導員としての教職員の兼職兼業の協力について
- 参考資料 地域クラブ活動試行実践の実施状況について

1 開会

2 委員長あいさつ (省略)

3 教育長あいさつ (省略)

4 議題

(1) 休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケートについて

○事務局

第1回の実行部会で説明したが、このアンケート実施の主旨は地域クラブ活動の本格実施に向け、種目別参加者の推計と参加人数に伴う指導員の必要推計人数の把握、今後の新設種目の選定資料とすること、令和9年度の予算積算の資料とすることである。

資料にはこのアンケートの実施について、中学校長、アンケート対象の保護者及び生徒に向けたそれぞれの依頼文書を付けた。生徒は学校内でタブレット端末を使用して、保護者は学校を通じた連絡用メールを利用して回答をしてもらう。なお、アンケートフォームの作成から回答の取りまとめを実行部会の打田委員と進めている。

アンケートの設問は、簡単に短時間で回答を終えることができるようにした。第1回推進委員会や第1回実行部会での意見、会議後に各委員からいただいた意見を反映し、前回示した案を修正した。

7ページからの生徒、保護者共通で、まず、表題を「休日のクラブ活動の実施に向けたアンケート」と分かりやすくした。設問2の参加種目の(9)は「陸上(ランニング)」としていたが、現状はランニングに特化した活動となっていることから、陸上を削り「ランニング」とした。

設問3、本格実施をした場合、「②参加しない」と回答した者にはその理由を尋ねることを加えた。また、実施種目以外で参加を希望する種目を聞いているが、この種目については、運動系、文科系、ボッチャ、モルックなどの軽スポーツ種目を含めて自由に回答できるよう修正した。

10ページの保護者アンケートの設問6について、令和9年度からの受益者負担額を検討する上で、参考とするため参加費の負担可能額を聞く。この設問については、説明文の表現、回答項目に記載の金額設定等、多くの意見があったことから修正した。

回答項目「④上記以外」を追加したのは、①から③までの設定金額以外の回答がある場合を想定した。

この推進委員会に先立ち開催された実行部会で同様の説明をしたが、これ以上の修正等の意見はなかった。本日、推進委員会で意見等をいただき、それも含めアンケートの実施全体についてお諮りしたい。

○委員長

アンケートについて、これまでの実行部会及び推進委員会での意見を反映した形で設問が修正されているが、さらに意見はあるか。

資料については事前に確認されている中、修正の意見もないようなので、この方向で進めていただくことで皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり。〕

○委員長

それでは承認していただいたということにさせていただきます。

(2)「江南市ジュニアバンド」の地域クラブ活動化への展開について

○事務局

江南市ジュニアバンドは布袋中学校、宮田中学校、それぞれを拠点とした吹奏楽の活動を検討している。今年9月の活動開始を目標に準備を進めている。資料には活動開始に向け、市、学校・指導者、生徒・保護者、それぞれの役割を記載している。

主なものは、市は指導員として兼職兼業を希望する教職員がいれば、教育委員会に申請してもらおうよう各校長に依頼したり、活動に必要な予算を計上したり、指導員等の保険加入の手続きを行う。

学校・指導者は、指導員等登録書の提出や、募集案内の作成、配付などを行う。

また、部活動アプリで指導員情報の登録などを行っていただく。

生徒・保護者は、保護者はアプリで参加者情報の登録を行ったり、出欠席の回答を行ったりする。

活動開始後については、市は毎月の出欠席情報から報酬を支払い、参加費の徴収を行います。また、指導員向けの研修を開催する。

学校・指導者は、活動日の出欠席状況や毎月の出欠席状況を報告したりする。

生徒・保護者は、アプリで出欠席を回答し実績に応じた参加費を支払う。

その他、協議、調整が必要な事項としては、必要な消耗品等を把握し、予算化する。休日に教室を使用する際のセキュリティの調整、布袋中バンドと宮田中バンドの関係性についての整理などがある。準備を進める中で、他に検討が必要なことがでてきた場合は、その都度関係者で打ち合わせを行い、実行部会や推進委員会に報告、協議しながら進めていく。

なお、資料の最後には今後のスケジュールを掲げた。主なものは、中段の学校・指導員欄の6月に説明会と記載しているが、江南市ジュニアバンドの説明会を予定している。また、7月の夏休み前までには、参加者募集のチラシを生徒に配付、あるいは、テトルで配信して参加者募集を行う。

○委員長

学校側としての課題は何か。

○委員

活動場所として学校を使用する上で、校内の施錠や警備システムの話が出ている。週末は教室を施錠して入れないようにする。こういったスケジュールで準備を進めていくのか、学校との調整が必要である。

もう一つは、最近出た話題だが、吹奏楽の楽器は高価であることから、個人に購入を求める訳にもいかないので、各学校にあるいろいろな楽器を貸し出すという話がある。生徒が家庭でも練習するかもしれないと考え、公的なものだが、個人で責任をもって使う状況が生まれる。例えば、小中学校にあるものの使っていない楽器を生徒に貸し出す形になるという話も出ている。一度、小中学校

に何が、どれぐらいあるのかの調査も必要になる。9月の開始までのスケジュールもタイトになってきたので、場所と楽器という観点で生涯学習課との連絡調整が必要である。

○事務局

警備システムについては、学校、業者、教育課、生涯学習課で調整して順次進めていく形になる。楽器については、江南市ジュニアバンドを担っていただいている先生方から、各学校で余裕のある楽器については貸してほしいとの話は聞いている。それらの備品は教育課で備品登録しているので、教育課と協議して、各学校には借用願を出す予定にしている。書類が整ったら各学校に願います。

○委員長

実際、現在の吹奏楽部で使われている楽器には、個人のものもあれば、学校の楽器もある。個人の楽器はそれでいいが、学校の楽器を使っている生徒の場合には、その楽器を生徒に貸し出し、それをジュニアバンドの会場に持っていくことを考えているのか。

○事務局

各家庭まで持っていくかは決まっていない。

○委員長

布袋中学校と宮田中学校に楽器を置いておいて、そこで使ってもらうのか。

○事務局

学校で日々使う予定のあるものは、宮田中学校に置いたままでは都合が悪いが、使う予定のないもので、もし宮田中学校内に保管場所があるなら、そこに保管することも考えていると聞いている。参加者がどれぐらいになるかにもよる。

○委員長

小学校で現在は使っていない楽器が貸し出しの候補になっているのか。

○委員

小学校のクラブは大分縮小されている。門弟山小学校でいえば、今年度から音楽系のクラブは無くなっているので楽器はある。ただ、古いので吹奏楽で使えるかは不明である。

○委員

楽器は定期的なメンテナンスが必要になる。貸し出された楽器が、傷んできたり、故障した場合の修理費やメンテナンス費用も予算化が必要になってくる。その辺も話題になっている。

○委員

宮田中学校のPTA役員を務めていたときの話になるが、PTA会費で楽器を購入して、学校に寄贈した覚えがある。宮田中学校のPTA会費で買ったものを他校の生徒が使うのを、安易に良しとしてよいのか。破損させてしまうケースもあるだろうし、クレームにつながることもあるかもしれない。そこは慎重に検討されたい。

学校ごとに持っている楽器は違うと思われるので、先々の話しにはなるが、例えば、布袋中学校や宮田中学校にしかない楽器を使いたい他校の生徒の受け皿も作らないといけない。

指導員は、現状、教職員だけを考えているのか。

○事務局

教職員にも我々が検討する際には参加していただいている。そこでは、さらに外部人材も検討されている。正式な承諾までには至っていないが、外部人材も考えている。

○委員

運動部は教職員以外もかなりいると思うが、吹奏楽を是非教えたいという方もいると思うので、上手に門戸を広げてほしい。

○教育部長

楽器は各学校の備品台帳で管理されている。例えば、PTAから寄附でいただいた楽器も同じ備品台帳で管理している。学校で管理している楽器を地域クラブに貸し出すとなると一定のルールが必要になる。その辺も検討する必要がある。

○委員長

PTA会費で購入されたものであっても、一旦学校に寄贈されており、所属は学校となっている。当該校以外の生徒が使ことにもある程度の上承を得られる可能性は高い。PTAのものであれば問題になるが、学校に寄贈されていれば学校管理の下と考えればよいのではないかな。

文化部も運動部と同様にスポーツ推進課がいろいろな事務手続きを行うことになるのか。

○事務局

予算化については、今後、生涯学習課とスポーツ推進課で協議することになる。

○委員長

地域クラブの事務局として一本化した方がいいと思う。

○委員

楽器の運搬やメンテナンスにはかなりの経費が掛かる。専門家に依頼しなければならない楽器もある。そういった予算もあらかじめ確保されていないと活動に支障をきたす恐れもある。是非検討をお願いしたい。

○委員長

活動は土曜か日曜だけであり、毎回、運搬はしないのではないかな。

○委員

毎回貸し出す話もあったので、貸し出すに当たっては大きな楽器は生徒個人では運べないので、その保護者の協力が得られればよいが、そうでない場合はどのように運べばいいのかな。

○委員長

拠点が2カ所あっても、そこにある大きな楽器は動かさないで、お互い融通を利かせ練習することしかできないのではないかな。

○委員

学校での練習は月に何回しかない。楽器は毎日練習しないと上手くなれない。

○委員長

この会は、基本、休日の活動に移行・展開しようとするものである。吹奏楽は平日にも活動するのではないかな。

○委員

布袋中学校でいうと、恐らく現状、楽器を扱う生徒はチームとして残り、多分困らない。宮田中学校に楽器が寄せられてくると思うが、活動場所にならない中学校によっては、平日に楽器がないと不都合も出てくるかもしれない。

○委員

古知野中学校にはAという大きな楽器があるが、宮田、布袋中学校にはそれがない中で、私はこれがやりたいとなった場合にどうするのか。楽器は日々の練習が必要であることを考えるとどうするのかということである。

○委員

各小学校にもかつて使用していた楽器があるかもしれないという説明があった。その楽器の量や種類、保管状態は誰が確認するのか。

○事務局

ジュニアバンドを進めている教諭が出向いて確認していく。

○委員長

吹奏楽については、指導員以外にも楽器の運搬が課題でなかなか進んでいない。拠点を2カ所にして、そのどちらでも活動してよいということか。

○事務局

布袋中学校の活動には布袋中学校の生徒だけでなく、また布袋中学校の生徒も宮田中学校で活動ができる。どちらのバンドで活動するかは生徒の選択になると聞いている。

○委員長

それだけの人数分の楽器を用意するのも大変なことである。そこは上手に、融通を利かせながらやるしかない。学校に集まってくる楽器の量によっては、その学校にそれだけの保管場所がない場合もあるかもしれない。指導員については先生方に兼職のお願いができるかもしれないし、現在の外部指導者の協力で確保できるかもしれないが、楽器は大きな課題である。

実際に運搬するには費用が必要で、そこも予算化する必要があるとの意見である。

○事務局

スポーツ安全保険については、事故があって壊れてしまった場合などの補償になるので、運搬そのものを賄う保険ではない。例え保険金が出ても、楽器を購入できるような額ではない。

○委員

今年度の参加料は、一律1回500円になっている。今の話で、ジュニアバンドについては、大分費用が掛かりそうなので、保護者負担も高くなると思うが、どのような見込みか。

○事務局

ジュニアバンドも地域クラブ活動としての活動になるため、今年度は運動部と同じ金額の負担となる。次年度以降の参加料が500円で適切か、今回アンケートの結果によっても変わってくる。

○委員長

できるなら一律がよいとは思いますが、将来的には一律ではなく種目ごとに必要な参加費徴収が考えられるかもしれない。実際、種目によって必要なものは異なる。公費で全額負担するのではなく、参加者が一部でも負担することになると種目ごとに額が異なる可能性はある。そこも大きな検討課題である。

他に意見等はあるか。

それではジュニアバンドの進め方について、委員から理解を得られたということで、この議題は終了する。

（３）地域クラブ活動指導員としての教職員の兼職兼業の協力について

○事務局

今年度、これまでに６人の先生方に、指導員としての兼職兼業をお願いしている。大変お忙しい中引き受けてくださり、あらためてお礼を申し上げる。

昨年度は、１３名の先生方をお願いしたが、今年度は昨年度と比べ７名少なく、種目によっては指導員と参加生徒数にバランスが取れず、その種目スポーツを始めたばかりの生徒、中学１年生の指導に困難さを訴える指導員も出てきた。

文科省のガイドラインでは、学校部活動が培ってきた教育的意義の継承・発展が謳われており、また、愛知県教育委員会の部活動の地域展開の進め方ガイドラインの中では、生徒が地域クラブ活動において、スポーツ、文化・芸術に親しむ機会を確保するためには、質と量の両面から指導員を確保することが必要とされている。

要綱については、文科省のガイドラインでは、兼職兼業に係る規程等の整備が行われていない教育委員会に置いては、国が示す規程等のひな型を参考に、速やかに関係規程等の整備・周知を行うこととされている。

以上のことを踏まえ、１５ページにある江南市立学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定を６月３日の教育委員会へ議案として上程し、承認されれば翌４日に、１３ページの依頼文書により、各小中学校長あてに依頼を行う。

なお、この要綱については、現在市の法制執務担当と調整中で、今後若干の変更があるかもしれない。

これまで、兼職兼業の許可手続きについては、過去の事例などで使った申請書類などを参考に、審査・決裁した上で、「承認」の手続きをしている。地域展開の９月からの本格実施に当たり、スポーツ推進課では要綱の必要性を認識しており、年度途中であるが要綱制定を提案する。

まず、その必要性を説明するが、一つ目としては、法的根拠の明確化とコンプライアンスの徹底で、公立学校教員が地域クラブ活動等において報酬を得て指導に従事する場合、地方公務員法や教育公務員特例法に基づき、任命権者の許可・承認が必要となる。本要綱を制定することで、許可基準や手続きを客観的に明文化し、不適切な副業を防止するとともに、法令遵守を徹底する。

二つ目としては、教員の身分保障およびリスク管理で、地域移行期の暫定的な措置として教員が地域クラブに従事する際、要綱に基づく適切な手続きを経ることで、その活動を公的に認められた活動として位置付けていく。これにより、活動中の事故等における責任の所在を明確化し、教員が予期せぬ法的不利益を被ることがないように身分上の安全を構築する。

三つ目としては、教員の働き方改革と適切な労務管理の推進で、無償のボランティアではなく、適正な報酬を伴う兼職兼業として整理することで、教員の専門性を正に評価する。同時に、要綱において活動時間の上限や従事条件を定めることにより、校務への支障を未然に防ぎ、教員の心身の健康維持と適切な労務管理を実現していく。

以上が要綱制定の必要性である。

今回お示しする案は、スポーツ庁がひな型として公表している要綱案を下敷きに作成した。兼職兼業に係る申請、許可、申請内容の変更、許可の取り消し、服務、報酬等の規定を盛り込んだ。

第3条の「兼職兼業の許可」にはいくつかの許可基準を掲載しているが、その3号では、先生の学校における時間外労働時間と、地域クラブにおける活動時間の合計が、1月100時間以上、あるいは、2月から6月の平均が80時間を超える見込みがある場合は、許可しないことにしている。

第7条の「勤務時間の報告」は、兼職兼業を許可された先生に、活動実施月の翌月15日までに、様式3の従事時間報告書を学校長に提出していただく。学校長にはその写しを教育委員会に送付していただく。従事される先生や、学校には、新しい作業になるが、業務をお願いする側、働き手側の双方が働き方の危険信号として認識すべき重要な指標であるので、協力をお願いしたい。この100時間や80時間という時間数は、厚生労働省が示している「過労死ライン」と言われるもので健康障害や過労死のリスクが著しく高まるとされている目安である。

本日の資料では、要綱の施行日は空欄となっているが、令和8年7月1日の施行を予定している。施行以前に兼職兼業の許可を取られた先生やその学校長にも、7月実施分、8月実施分の報告書の提出をお願いしたい。

なお、現在の兼職兼業の承認は8月30日までとしているので、大変恐縮だが9月以降に向けたこの要綱に基づいた申請をあらためて、先生方をお願いする。文化系の地域クラブ活動に兼職兼業の先生をお願いすることになった場合も同様に申請をお願いしたい。この件は校長会に協力を依頼していく。

○委員長

指導員確保について、一般からの指導員が多くいれば言うことはないが、どの自治体も苦しいと聞いている。先生方のご協力をいただければと、兼職兼業の許可をするに当たっての要綱制定が提案された。

この要綱案にあるような1月で100時間とか、平均で80時間を超える方は、兼職兼業をするのではなく、まずは学校の方で働き方を見直してもらうことが前提である。そのような方には許可は出せない。

現在、兼職をお願いしている方は何名か。

○事務局

6名である。昨年度からは減っている。

○委員長

原因はつかんでいるのか。

○事務局

人事異動で市外の学校に異動されたケースなどである。

○委員長

要綱を制定して、先生方に働きかけて、少しでも協力していただける方がいれば、協力していただき、その種目の活動が継続できるように進めていきたいということである。学校側はどんな雰囲気なのか。

○委員

宮田中学校でいうと、昨年度は1人、兼職兼業で協力した先生がいた。その種目は指導員もそろっていて、保護者も応援している環境があったりして、今年度当初時は、少し距離を置いても大丈夫と考えたそうである。自分の得意を活かして、より多くの子どもたちにスポーツを教えたいとの気持ちがある教職員は一定数いると思っている。

○委員長

小学校の方はどうか。

○委員

自分事としてとらえていない教職員が多いので、まず、依頼文、要綱を出してみないと分からない。

○委員長

中学校から転勤した方もいるだろうし、学生時代にスポーツをやってきた方もいるだろうから、子どもたちに関わりたいというお気持ちの方もいるかもしれない。

○教育長

現状、小学校の教諭で、兼職兼業で協力していただいている方もいる。その種目は、女子バスケ、軟式野球、ソフトボール、ランニング、ソフトテニスなどである。

○委員長

今、兼職兼業で活動している先生も、要綱が制定されると、9月以降に向けて、この要綱に基づいた申請を出してもらうのか。

○事務局

現在の兼職兼業の許可している期間は、本格実施の前である8月30日までとしており、現在お願いしている6名の方には、再度申請をお願いしたい。文化部でも兼職兼業の先生がいれば、9月に向けて手続きを進めていただきたい。

○委員長

申請を行って、許可されれば、活動実施の翌月に報告も出してもらうことでよい。

○事務局

時間数の多寡に限らず、活動実績があった場合は翌月に報告をお願いしたい。報告の時間数が増えてくれば、兼職である地域クラブでの活動の見直しについてお話をしていきたい。

○委員

9月以降は、月4回、1回あたり3時間の活動としても、月12時間となる。小学校での説明ではこの辺をはっきりさせおくとよい。

○委員長

本職と兼職の合計が多くなってきそうな方の場合は、指導員間のローテーションなどで、兼職の回数を減らしてもらうような工夫も必要である。

○事務局

100時間や80時間を傍観しているのではなく、時間数が伸びてきた際には、当該教諭に声掛けもしていきたい。兼職での活動を減らすことや産業医の受診を勧めたりもしていきたい。報告書を受理するだけでなく、そこまで行う。

○委員

第7条の勤務時間の報告の規定は、地域クラブの活動時間を校長に報告しなければならないということか。

○教育長

そのとおりである。地域クラブだけでなく、他の兼職や他市町の地域クラブで兼職されている教職員もあり、管理職としてはすべての勤務時間を把握する労務管理が必要となる。校長は、兼職の申請があった場合は、そこまで含めて申請教諭と向き合う必要がある。

○委員長

学校での現在の時間外勤務時間からすると、地域クラブではあとこれぐらいなら大丈夫だというような管理が求められる。学校での時間外勤務時間と兼職

での活動時間を合計した時間数で判断することになるので、兼職したい場合は、まずは学校での残業を減らしていく必要があることを指導することになる。

○委員

今回制定される要綱は県費負担の教職員向けである。学校には、県の非常勤職員や市の会計年度職員などもいるがどのような動きになるのか。

○事務局

県費教職員の場合は、まず校長に相談したうえで、最終的に市教育委員会に申請する流れになるが、県費負担の職員以外の学校関係者で兼職兼業を考えられている方は、まずはそれぞれの任命権者に相談してほしい。

○委員

中には非常勤で時間に余裕があったり、スポーツ関係のすごい経歴があったりする方もいる。そういった方に、どうですかと投げかける際に一目瞭然の案内があるといい。

○教育長

事案としては、学校で働いている会計年度職員が、夏季休業期間中だけ、放課後児童クラブに余力をつぎ込む例はある。それと同じケースである。

市費職員であっても、申請を考えているなら、学校には相談に乗ってもらえるとありがたい。市の方も会計年度職員の動きを把握するよう努めるが、学校と市の双方で状況把握できているとよいと思う。

○委員長

他に何か意見、質問はあるか。

なければこの議題の協議はこの程度にして進めていただきたい。

(4) その他

○委員長

議題として取り上げるその他事項はあるか。

○事務局

ありません。

5 その他

(1) 地域クラブ活動試行実践の実施状況について

○事務局

令和8年4月26日現在の地域クラブ活動試行実践の状況を報告する。参加者は、随時受け付けていることから前回報告分から増え390名になっており、既に昨年度の参加者数325名を上回っている。

本日机上配付した資料は、今後地域クラブ活動の本格実施の開始までの間、推進委員会、実行部会、校長会、教育委員会に協議、報告、あるいは協力をお願いする予定の案件を整理した。各委員には、ご多用のところ恐縮だが予定をお願いしたい。

○委員長

390名というのは、新入生が入ってきた影響か。

○事務局

随時参加申込を受け付けているので、徐々に増えた結果である。

○委員長

周知が進んだと考えてよいか。

○事務局

そう捉えたい。

○委員

学校別の参加割合をみると、古知野、布袋、宮田が17パーセントぐらい、北部と西部はそれより低め。北部中と西部中は、今は1年生も学校部活動としてやっているが9月以降は北部中、西部中も参加者数が増えると予想される。布袋中や宮田中、古知野中もそうだが、夏までは学校部活動、それが一区切りついたら地域クラブに入ることを考えている生徒もたくさんいると聞いている。390名ということだが、このキャパについては以前500名ぐらいと聞いた。この500名を超えるのではないか。ただ、今年度については上限を設けずに進めるという理解でよいか。

○事務局

今年度については、キャパの問題もあるが、工夫するなどして生徒の参加希望に沿うようにしている。ただ、9月以降は、原則月4回の活動となる。参加生徒数に必要な指導員が不足している種目もある。指導員が極端に少ないことが、安全な環境下での活動に対する懸念材料になりかねない。9月以降の本格実施にあたっては、種目によっては若干制限等を設けざるを得ないと思っている。これについては次回推進委員会で協議をお願いしたい。これまでは制限を設けず、希望通りの種目に参加してもらっている。

○委員

量的にも質的にも指導員の確保が必要であることから、学校側からもどんどん声を掛けてくださいと、校長会で兼職兼業の話をしたい。

○委員長

全生徒数は2,500人ぐらい。例えばその半分が参加しようとする、1,000人を超える。種目によっては100人を超える可能性があることを考えると、会場を分ける、クラブを分けることになってくると思うが、そのためには指導員が必要である。制限をするのはなかなか厄介な話だろうと思う。ただ、指導員がいないクラブを存続させるのも無理な話なので、抽選という形になるかもしれないが、そこは上手い形を提案しご理解をいただかなければいけない。折角やろうとしてきたものが批判的になってしまう懸念もある。できる限り一般の方に指導員を依頼できるのが一番いいが、先生方の中で兼職兼業が可能の方がいれば是非応援していただきたい。

ここにお見えの各種団体からも少しでも応援していただけると成り立つ可能性が出てくる。バドミントンも60名を超えており、欠席者もいるだろうが、それにしても大変だと思う。アンケートの結果も見て、その辺のところを調整する必要がある。スポーツ協会さん、スポーツ少年団さん、指導員についてどうですか。

○委員

やはりある程度の経験も必要なので、そういった方に働きかけをしたい。

○委員

実は昨日も、団としてどういうことが出来るのかということで会議をもった。団の指導者は父兄コーチが多い。お子さんが小学校を卒業して退団したあとは、中学生の部活動の指導をお願いできないかという案内は既に行っている。中学生版のスポーツ少年団を作るにしろ課題は多い。この課題をどう解決したらいいのかという協議は始めた。

○委員長

スポーツ少年団の指導員と地域クラブの指導員を兼ねることが出来る方がいるかもしれないので、また働きかけをお願いしたい。

スポーツ推進委員会にも人材はいますよね。

○委員

全体会の折に、中学生の地域クラブがあるという話は伝えている。今回のアンケートで軽スポーツを希望する回答が多ければ協力したい。

○委員

スポーツ少年団の活動時間は決まっているのか。チームによって違うのか。

○委員

それぞれの団に任されている。

○委員

スポーツ少年団については、日曜日に活動しているイメージを持っている。スポーツ少年団は午前、午後は地域クラブの指導員として活動できる方がいれば、多少なりとも指導員不足の解消につながらないかと考えた。スポーツ少年団と市が協力して、可能であればスケジュールが調整できるといい。

○委員長

指導員不足は一つの課題である。是非指導員を集めて、子どもたちのニーズに応えられるような態勢が一番いい。皆さん、よろしくお願いします。

(2) 第3回推進委員会予定

令和8年6月24日（水）午後1時30分

○委員長

今回の推進委員会には9月からの本格実施の募集案内の案が示されるようだが、江南市ジュニアバンドの募集案内の案も出てくるのか。

○事務局

その予定である。

○委員長

ある程度課題が解決されて出てくるのか、解決しながら推進委員会に持ち上がってくるのか。きっと後者だとは思いますが、次回には保護者への案内案が出てくると考えている。

○委員

資料2に指導者向けの研修会があるが、事務局で何か準備しているのか。

○事務局

7月を目途に運動部、文化部合わせての実施を計画している。内容はハラスメント、健康管理、危機管理などを想定している。さらにクラブ運営についての事務的な話も盛り込む予定である。

○委員

実行部会かこの会議で、一度その内容を確認できるのか。

○事務局

現在、部活アプリを活用してクラブ運営をしているが、そのアプリ開発事業者との打ち合わせを明日行う。それも踏まえた研修案をつくる。次回の推進委員会までに固まっていれば報告する。

○委員

事務的なことは事務局にお任せすることになるが、ハラスメントだとか、現場でのいろいろな対応、緊急時の対応等についても、皆さんご意見があらうかと思うので、次回に間に合えばお願いしたい。

○委員長

全体を通して何かあるか。

○委員

小中学校の体育館にエアコンが整備された。電気代の予算措置は大丈夫か。

○事務局

体育館内のエアコンの使用について教育課に確認したところ、原則としては6月から9月の間であるが、これ以外の期間であっても28度以上になれば使用できる。夜間は有料利用なので、令和9年度の夜間利用の使用料には影響があるかもしれないが、地域クラブの利用は昼間なので使用料は発生しない。

6 閉会

○委員長

長時間にわたりありがとうございました。これをもって、令和8年度第2回江南市部活動の地域展開に関する推進委員会を終了する。

令和8年度 第2回江南市部活動の地域展開に関する推進委員会次第

日 時：令和8年5月18日（月）

午後1時30分～

場 所：KTXアリーナ 会議室3

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 教育長あいさつ

4. 議題

(1) 休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケートについて

(資料1)

(2) 「江南市ジュニアバンド」の地域クラブ活動化への展開について

(資料2)

(3) 地域クラブ活動指導員としての教職員の兼職兼業の協力について

(資料3)

(4) その他

5. その他

(1) 地域クラブ活動試行実践の実施状況について（参考）

(2) 第3回推進委員会予定

6. 閉会

資料1

(案)

令和8年5月27日

市立中学校長 様

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケートについて（依頼）

このことにつきまして、休日の地域クラブ活動を実施するにあたり、生徒及び保護者の意見を伺うためアンケートを実施いたします。

この事業の推進にあたり、課題としている生徒の参加希望数とそれに伴う指導員の確保、また、保護者負担等についてお考えを聞き、今後の協議を進めていくための参考としていきたいと考えています。

このアンケートの実施につきまして、下記のとおりご高配賜りますようお願いいたします。

記

1 対象

中学校生徒

「休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケート（生徒）」

中学生保護者

「休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケート（保護者）」

2 配布方法

生徒用タブレット及び保護者用連絡メールを使用して配布

*アンケートフォームは、教育課指導主事から各中学校に送付いたします。

*生徒はアンケート期間中に学校にて、個人の生徒用タブレットから回答ができるよう、ご配慮願います。

3 配布日

令和8年5月29日（金）

*アンケート期間 令和8年5月29日（金）～6月14日（日）

問合せ先 教育部スポーツ推進課

電話 0587-55-5261

E-mail taiiku@city.konan.lg.jp

(案)

令和8年5月29日

市立中学校保護者 様

江南市教育委員会

休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケートについて（依頼）

このことにつきまして、令和8年度2学期からの休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケートを実施いたします。

今年度8月まで実施する休日の地域クラブ活動試行実践への参加の有無に関わらず、皆様からご意見をいただき、今後の地域クラブ活動の運営に反映させていきたく存じます。

ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 実 施 方 法 お子様は学校にて、期間中に生徒用タブレットを使用してアンケートを実施します。

保護者の皆様は、学校を通して送付しましたアンケートにご回答をお願いいたします。

2 アンケート期間 令和8年5月29日（金）～6月14日（日）

問合せ先 教育部スポーツ推進課

電話 0587-55-5261

FAX 0587-54-2679

E-mail taiiku@city.konan.lg.jp

(案)

令和8年5月29日

市立中学校生徒の皆様

江南市教育委員会

休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケートについて（依頼）

江南市の中学校では、令和8年度2学期から学校部活動の休日の活動は実施せず、自由な選択で休日の過ごし方を考えていただくこととしています。

その選択肢のひとつとして、学校部活動で培ってきた様々な思いを尊重して、将来にわたってスポーツや文化に親しむことができる活動の場として、地域クラブ活動を実施します。

この地域クラブ活動は、運動系の10クラブで開始しますが、今回のアンケートで意見を聞かせていただき、新たなクラブを取り入れていくこと等、今後の運営に反映させていきたいと考えています。

簡単な設問にしていますので、協力をお願いします。

地域クラブ活動への参加を待っています。

記

1 実施方法 学校にて、期間中に生徒用タブレットを使用してアンケートを実施します。

2 アンケート期間 令和8年5月29日（金）～6月12日（金）

問合せ先 教育部スポーツ推進課

電話 0587-55-5261

FAX 0587-54-2679

E-mail taiiku@city.konan.lg.jp

(案)

休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケート

1 対 象 ①市立中学校生徒（全学年）

②市立中学校生徒の保護者

2 方 法 ①学校にて生徒用タブレット端末を使用して回答

②学校を通じて保護者連絡用メールを利用して回答

3 主 旨 ・地域クラブ活動の本格実施に向け、種目別参加者の推計と

指導者の必要推計人数の把握をするため。

・希望新設種目の選定資料とするため。

・令和9年度予算積算の資料とするため。

4 期 間 令和8年5月29日（金）～6月14日（日）

休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケート（生徒）

* 江南市の地域クラブ活動は、市内中学校合同の活動として、将来にわたってスポーツや文化に親しむことができる活動です。

令和8年度9月から休日の運動部活動は、下記の種目を地域クラブ活動として実施します。

休日の文化部（吹奏楽等）の地域クラブ活動の実施についても検討中であり、体制整備が整い次第、順次活動を実施していく予定です。

Q1 あなたはどの中学校に在籍していますか。

- ①古知野中学校 ②布袋中学校 ③宮田中学校
④北部中学校 ⑤西部中学校

Q2 現在実施中の休日の地域クラブ活動試行実践に参加していますか。

① 参加している

*参加種目は何ですか。

- (1) 軟式野球 (2) サッカー (3) バレーボール
(4) バスケットボール男子 (5) バスケットボール女子
(6) ソフトテニス (7) ソフトボール (8) 剣道
(9) ランニング (10) 卓球 (11) バドミントン

② 参加していない

Q3 令和8年度2学期から休日の学校運動部活動は実施されず、地域クラブ活動として展開されます。

あなたは地域クラブ活動に参加する予定ですか。

① 参加する予定

② 参加しない

{ ②の理由 }

Q4 Q3で①参加する予定と答えた人は、どの種目に参加する予定ですか。

① 軟式野球 ② サッカー ③ バレーボール

④ バスケットボール男子 ⑤ バスケットボール女子

⑥ ソフトテニス ⑦ ソフトボール ⑧ 剣道

⑨ ランニング ⑩ 卓球 ⑪ バドミントン

Q5 全員にお尋ねします。

上記の種目以外で、今後、地域クラブ活動にあれば参加したい希望の種目はありますか。(運動系、文化系種目及びボッチャ、モルック等の軽スポーツ種目を含む)

{ }

休日の地域クラブ活動の実施に向けたアンケート（保護者）

*江南市の地域クラブ活動は、市内中学校合同の活動として、将来にわたってスポーツや文化に親しむことができる活動です。

令和8年度9月から休日の運動部活動は、下記の種目を地域クラブ活動として実施します。

休日の文化部（吹奏楽等）の地域クラブ活動の実施についても検討中であり、体制整備が整い次第、順次活動を実施していく予定です。

Q1 あなたのお子様はどの中学校に在籍していますか。

- ①古知野中学校 ②布袋中学校 ③宮田中学校
④北部中学校 ⑤西部中学校

Q2 お子様は、現在実施中の休日の地域クラブ活動試行実践に参加していますか。

① 参加している

*参加種目は何ですか。

- (1) 軟式野球 (2) サッカー (3) バレーボール
(4) バスケットボール男子 (5) バスケットボール女子
(6) ソフトテニス (7) ソフトボール (8) 剣道
(9) ランニング (10) 卓球 (11) バドミントン

② 参加していない

Q3 令和8年度2学期から休日の学校運動部活動は実施されず、地域

クラブ活動として展開されます。地域クラブ活動へのお子様の参加

の予定をお聞かせください。

① 参加する予定

② 参加しない

〔②の理由

〕

Q4 Q3の①参加する予定では、どの種目に参加する予定ですか。

① 軟式野球

② サッカー

③ バレーボール

④ バスケットボール男子

⑤ バスケットボール女子

⑥ ソフトテニス

⑦ ソフトボール

⑧ 剣道

⑨ ランニング

⑩ 卓球

⑪ バドミントン

Q5 全員にお尋ねします。

上記の種目以外で、今後、地域クラブ活動にあればお子様を参加させ

たい種目はありますか。(運動系、文化系種目及びボッチャ、モルック

等の軽スポーツ種目を含む)

{

}

Q6 江南市では、地域クラブ活動の参加費を、令和8年度は各種目一律1回

500円としています。教育委員会では、令和9年度以降の各種目におけ

る活動(月4回の活動を予定します)の維持・運営に必要な参加費等を検

討してまいりたいと考えています。

④上記以外〔 〕

資料 3

令和 8 年 5 月 2 7 日

市立小中学校長 様

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

地域クラブ活動指導員としての教職員の兼職兼業の協力について（依頼）

このことにつきまして、令和 8 年度 2 学期から本格実施する休日の地域クラブ活動の円滑な推進と市内中学生の希望に応じた多様な活動としていくため、運営主体である市と市立小中学校との積極的な連携を図っていきたいと考えています。

地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、地域全体で活動を支えていくことを目的のひとつとしています。また、生徒の活動機会を確保するためには、質と量の両面から指導員を確保し、適切な指導を行うことが必要となります。

これらの状況を踏まえ、地域住民の指導員とともに生徒の指導に当たっていただける市立小中学校の教職員に、兼職兼業による従事のご協力をいただき、地域クラブ活動の活性化を促進したく存じます。

つきましては、下記の要綱（案）に基づき、各校教職員への周知と教職員の働き方改革の取組等に配慮いただき、従事を希望する教職員に対するご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 要綱名

江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱（案）

*別添

資料 3

(案)

令和 8 年 6 月 4 日

市立小中学校長 様

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

地域クラブ活動指導員としての教職員の兼職兼業の協力について (依頼)

このことにつきまして、令和 8 年度 2 学期から本格実施する休日の地域クラブ活動の円滑な推進と市内中学生の希望に応じた多様な活動としていくため、運営主体である市と市立小中学校との積極的な連携を図っていきたいと考えています。

地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、地域全体で活動を支えていくことを目的のひとつとしています。また、生徒の活動機会を確保するためには、質と量の両面から指導員を確保し、適切な指導を行うことが必要となります。

これらの状況を踏まえ、地域住民の指導員とともに生徒の指導に当たっていただける市立小中学校の教職員に、兼職兼業による従事のご協力をいただき、地域クラブ活動の活性化を促進したく存じます。

つきましては、下記の要綱に基づき、各校教職員への周知と教職員の働き方改革の取組等に配意いただき、従事を希望する教職員に対するご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 要綱名

江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱

*別添

(案)

江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、部活動の地域展開に伴い、江南市立学校教職員（以下「教職員」という。）がそれぞれの希望に応じて地域クラブ活動（「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づく地域クラブ活動という。以下同じ。）に円滑に従事することができるよう、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定により、江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）による兼職兼業の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(兼職兼業の申請)

第2条 兼職兼業により地域クラブ活動における指導等の業務に従事することを希望する教職員（以下「申請者」という。）は、申請書（様式1）及び申請書に記載のある添付書類（以下「添付書類」という。）を、勤務する学校の校長（以下「校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定により申請書及び添付書類の提出があった場合には、その内容を確認し、当該申請書及び添付書類を教育委員会に提出しなければならない。

(兼職兼業の許可)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を精査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請に応じた兼職兼業の許可を行う。

- (1) 申請が、申請者の意思に反して行われていること
- (2) 兼職兼業により、申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがあること
- (3) 申請者の時間外労働時間（学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間をいう。）が、単月当たり100時間以上となり、又は複数月平均80時間を超えることが見込まれること
- (4) 兼職兼業により、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがあること
- (5) 申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は教職員への信用失墜につながるおそれがあること
- (6) その他教育委員会が兼職兼業を許可することが適当でないと認める事情があること

2 教育委員会は、前項の規定により許可を行ったときは、許可通知書（様式2）により校長を通じて申請者に許可の通知を行う。

(申請内容の変更等)

第4条 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

2 申請者は、兼職兼業の許可を受けた後、異動により勤務校が変更された場合には、改め

て第2条第1項に基づく申請を行わなければならない。

(許可の取消し)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、兼職兼業の許可を取り消す。

- (1) 申請に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 第3条第1項各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合
- (3) 許可を受けた教職員から兼職兼業の許可の取消しの申出があった場合
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める場合

(服務)

第6条 兼職兼業の許可を受け、地域クラブ活動における業務に従事する教職員(以下「兼職兼業教職員」という。)は、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- (1) 教職員としての勤務時間中に地域クラブ活動における業務に従事しないこと(教育公務員特例法第17条の規定による許可を受けた場合又は地方公務員法第35条に基づく職務専念義務の免除の承認を受けた場合を除く。)
- (2) 教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先すること
- (3) 学校又は教職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと

(勤務時間の報告)

第7条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月15日までに、地域クラブ活動従事時間報告書(様式3)を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の規定により報告書の提出があった場合には、提出された月の末日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、兼職兼業教職員が心身の健康の確保に支障を来すことがないように、兼職兼業教職員の学校における勤務時間と地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、適切に当該兼職兼業教職員の健康管理を図らなければならない。

(兼職兼業教職員と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との契約)

第8条 兼職兼業教職員と地域クラブの運営団体・実施主体との間における依頼、委嘱等に関する契約は、当事者の責任において、直接行うものとする。

(報酬等)

第9条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬等を、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体から受け取ることができる。ただし、社会通念上適当とはいえない高額な報酬等を受け取ることはいできない。

- 2 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務への従事により得た報酬等に関し、確定申告等を含め、その管理を適切に行わなければならない。

(兼職兼業の申請が不要な場合)

第10条 教職員が、休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で地域クラブ活動の業務に従事する場合は、第2条第1項の規定に基づく兼職兼業の申請は要しない。

(実態調査)

第11条 教育委員会は、必要に応じ、兼職兼業教職員の地域クラブ活動における業務の状況等について調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

様式1 (第2条関係)

年 月 日

江南市教育委員会 宛て
(校長経由)

学校名
職・氏名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書

私は、下記のとおり兼職兼業したいので、「江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域クラブ活動の名称
運営団体・実施主体：
地域クラブ活動：
- 2 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の内容
- 3 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容
従事時間 時間／月当たり
従事期間 ○年○月○日 ～ ○年○月○日
従事内容
- 4 報酬の見込み額
1 時間・月・年 当たり 円
- 5 添付書類
☐ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状や委嘱状(案)の写し
☐ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類
☐ 地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類
☐ その他 ()

様式2 (第3条関係)

年 月 日

学校名

校長

様

申請者

様

江南市教育委員会

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、申請のとおり許可することとしましたので、「江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第3条第2項の規定により通知します。

<備考>

(※必要に応じて記載)

記載例

- 1 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の運営団体・実施主体
及び地域クラブ活動の名称
 - ・運営団体・実施主体:
 - ・地域クラブ活動:
- 2 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の内容
- 3 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の従事時間・従事内容
 - ・従事時間 時間/月当たり
 - ・従事期間 ○年○月○日 ～ ○年○月○日
 - ・従事内容

様式3 (第7条関係)

年 月 日

校長 宛て

学校名
職・氏名

地域クラブ活動従事時間報告書 (年 月分)

年 月 日付けで許可のあった兼職兼業については、年 月に下記のとおり活動しましたので、「江南市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」第7条第1項の規定により報告します。

記

- ① 地域クラブ活動における労働時間
- ② ①と、学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）の合計時間
- ③ ②から、労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日8時間、1週40時間）を差し引いた時間

活動月	①	②	③ (活動月のみ)	④ (複数月平均)
年 月	時間	時間 (※1)	時間	80時間以内であればチェック。→ ☐ (※2)

(※1) ②のうち、「学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）」について、個々の教職員において記載できない場合は、学校の管理職から当該教職員に対して情報提供を行い、それに基づき記載すること。

(※2) 活動月を含めた直近の2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の③の平均時間が、いずれにおいても80時間以内である必要がある。

令和8年度 江南市地域クラブ活動試行実践 実施状況 (令和8年4月26日現在)

試行実践活動場所 (4月～8月)・参加生徒人数

種目	活動日	活動場所	活動時間	参加生徒数	(内数) 男子	(内数) 女子	R7 参加生徒数	指導員数	(内数) 養護教諭	指導員補助	R7 指導員数
バスケットボール (女子)	第1・第3日曜日	西部中学校体育館	9:00～12:00	17	0	17	21	9	2	0	10
バスケットボール (男子)	第1・第3日曜日	北部中学校体育館	9:00～12:00	17	17	0	実施なし	4	0	0	実施なし
ソフトテニス Aチーム	第1・第3日曜日	北部中学校テニスコート	9:00～12:00	31	18	13	20	5	1	0	10
ソフトテニス Bチーム	第1・第3日曜日	西部中学校テニスコート	9:00～12:00	37	17	20	33				
ソフトボール	第2・第4土曜日	布袋中学校グラウンド	8:30～11:30	12	0	12	14	6	1	0	5
バドミントン	第1・第3日曜日	布袋中学校体育館	13:00～16:00	62	16	46	27	12	0	0	7
バレーボール	第1・第3日曜日	布袋中学校体育館	9:00～12:00	47	25	22	50	3	0	0	5
剣道	第1・第3日曜日	西部中学校体育館	13:00～16:00	17	4	13	18	5	0	0	5
軟式野球 Aチーム	第1・第3日曜日	古知野中学校グラウンド	9:00～12:00	41	41	0	44	7	1	0	13
軟式野球 Bチーム	第2・第4日曜日	北部中学校グラウンド	9:00～12:00	21	21	0	34	4	1	0	4
ランニング	第1・第3日曜日	宮田中学校グラウンド	8:00～11:00	22	12	10	33	5	0	1	7
卓球	第1・第3日曜日	宮田中学校体育館	9:00～12:00	53	27	26	31	1	0	0	実施なし
サッカー	第1・第3日曜日	布袋中学校グラウンド	13:00～16:00	13	13	0	実施なし	61	5	1	66
合計				390	211	179	325				

中学校別参加生徒数

	古知野	布袋	宮田	北部	西部	市外 (津島)	合計
バスケットボール (女子)	8	5	2	2	0		17
バスケットボール (男子)	8	3	3	2	1		17
ソフトテニス Aチーム	17	0	6	8	0		31
ソフトテニス Bチーム	3	12	8	0	13	1	37
ソフトボール	10	1	0	1	0		12
バドミントン	18	26	6	6	6		62
バレーボール	10	16	3	14	4		47
剣道	5	8	1	0	3		17
軟式野球 Aチーム	22	13	3	1	2		41
軟式野球 Bチーム	13	3	0	5	0		21
ランニング	9	5	7	1	0		22
卓球	28	3	14	3	5		53
サッカー	2	2	4	3	2		13
合計	153	97	57	46	36	1	390
全生徒数 (R8・4・1)	864	585	325	434	259		2,467

協議案件の提案スケジュール(予定)

	推進委員会			実行部会		校長会		教育委員会
	18日	15日	24日	27日	30日	26日	10月1日	
5月	・生徒及び保護者アンケートの実施について(案) ・ジュニアバンドの地域クラブ活動化について(案) ・教職員の兼職兼業協力について(案)	・生徒及び保護者アンケートの実施について(案) ・ジュニアバンドの地域クラブ活動化について(案) ・教職員の兼職兼業協力について(案)	・アンケート結果報告 ・9月からの本格実施募集案内(案) ・地域クラブ活動周知 ・体験・見学会の実施(案) ・9月からの例規改正、免除内規(案)	・生徒及び保護者アンケートの実施について(案) ・ジュニアバンドの地域クラブ活動化について(案) ・教職員の兼職兼業協力について(案)	・アンケート結果報告 ・9月からの本格実施募集案内(案) ・地域クラブ活動周知 ・体験・見学会の実施(案) ・9月からの例規改正、免除内規(案)	・生徒及び保護者アンケートの協力依頼 ・教職員の兼職兼業協力依頼		
6月	・アンケート結果報告 ・9月からの本格実施募集案内(案) ・地域クラブ活動周知 ・体験・見学会の実施(案) ・9月からの例規改正、免除内規(案)	・アンケート結果報告 ・9月からの本格実施募集案内(案) ・地域クラブ活動周知 ・体験・見学会の実施(案) ・9月からの例規改正、免除内規(案)	・アンケート結果報告 ・9月からの本格実施募集案内(案) ・地域クラブ活動周知 ・体験・見学会の実施(案) ・9月からの例規改正、免除内規(案)	・アンケート結果報告 ・9月からの本格実施募集案内(案) ・地域クラブ活動周知 ・体験・見学会の実施(案) ・9月からの例規改正、免除内規(案)	・アンケート結果報告 ・9月からの本格実施募集案内(案) ・地域クラブ活動周知 ・体験・見学会の実施(案) ・9月からの例規改正、免除内規(案)	・意向調査結果報告 ・9月からの本格実施募集案内送付依頼 ・9月からの地域クラブ活動場所の割当と施設利用依頼 ・学校体育備品の貸出依頼 ・体験・見学会の実施の周知依頼	3日	・教職員の兼職兼業の許可に関する要綱 承認
7月	・9月からの例規改正、免除内規 ・推進計画(案) ・R9受益者負担額の検討(案) ・R9実施種目(新規種目)検討(案)	・9月からの例規改正、免除内規 ・推進計画(案) ・R9受益者負担額の検討(案) ・R9実施種目(新規種目)検討(案)	・9月からの例規改正、免除内規 ・推進計画(案) ・R9受益者負担額の検討(案) ・R9実施種目(新規種目)検討(案)	・9月からの例規改正、免除内規 ・推進計画(案) ・R9受益者負担額の検討(案) ・R9実施種目(新規種目)検討(案)	・9月からの例規改正、免除内規 ・推進計画(案) ・R9受益者負担額の検討(案) ・R9実施種目(新規種目)検討(案)			
8月	・推進計画(案) ・R9受益者負担額の検討(案) ・R9実施種目(新規種目)検討(案)	・推進計画(案) ・R9受益者負担額の検討(案) ・R9実施種目(新規種目)検討(案)	・推進計画(案) ・R9受益者負担額の検討(案) ・R9実施種目(新規種目)検討(案)	・推進計画(案) ・R9受益者負担額の検討(案) ・R9実施種目(新規種目)検討(案)	・推進計画(案) ・R9受益者負担額の検討(案) ・R9実施種目(新規種目)検討(案)	・9月からの地域クラブ活動 実施種目等の報告	26日	・9月からの地域クラブ活動 実施種目等の報告 ・9月からの例規改正、免除内規 承認
9月	・本格実施の状況報告 ・入学説明会用(小6用)資料(案) ・認定地域クラブ要綱の検討(案) ・参加費納入方法の変更について	・本格実施の状況報告 ・入学説明会用(小6用)資料(案) ・認定地域クラブ要綱の検討(案) ・参加費納入方法の変更について	・本格実施の状況報告 ・入学説明会用(小6用)資料(案) ・認定地域クラブ要綱の検討(案) ・参加費納入方法の変更について	・本格実施の状況報告 ・入学説明会用(小6用)資料(案) ・認定地域クラブ要綱の検討(案) ・参加費納入方法の変更について	・本格実施の状況報告 ・入学説明会用(小6用)資料(案) ・認定地域クラブ要綱の検討(案) ・参加費納入方法の変更について	・本格実施の状況報告 ・推進計画について ・参加費納入方法の変更について 周知依頼	10月1日	・本格実施の状況報告 ・推進計画について